

I 上場制度の概要

1 上場の意義

株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に株式が上場されると、一般に次のようなメリットがあると言われています。

（１）資金調達の円滑化・多様化

上場会社は、取引所市場における高い流動性を背景に発行市場において公募による時価発行増資、新株予約権・新株予約権付社債の発行等、直接金融の道が開かれ、資金調達能力が増大することにより財務体質の改善・充実を図ることができます。

（２）企業の社会的信用力と知名度の向上

上場会社になることによって社会的に認知され、また将来性のある企業というステータスが得られ、取引先・金融機関等の信用力が高くなります。また、株式市況欄をはじめとする新聞報道等の機会が増えることにより、会社の知名度が向上するとともに、優秀な人材を獲得しやすくなることが期待できます。

（３）社内管理体制の充実と従業員の士気の向上

企業情報の開示を行うこととなり、投資者をはじめとした第三者のチェックを受けることから、個人的な経営から脱却し、組織的な企業運営が構築され、会社の内部管理体制の充実が図られます。また、パブリックカンパニーとなることにより、役員・従業員のモチベーションが向上することも期待できます。

上場会社になると、以上のようなメリットを享受できると言われていますが、一方、上場会社の発行する有価証券は、不特定多数の投資者の投資対象となりますので、投資者保護の観点から、決算発表、企業内容の適時適切な開示等が要求されるなど、新たな社会的責任や義務が生じることにもなります。

2 新規上場の仕組み

(1) 新規上場の仕組み

株式の上場は、その株式の発行会社の申請に基づき行われます（以下、上場申請を行う株式の発行会社を「申請会社」といいます。）。株式が上場されると不特定多数の投資者の投資対象物件となるため、投資者保護の観点から上場会社としての一定の適格性を有しているかどうかについて、東証（注）による上場審査が行われます。東証では新規上場に関する諸規則を定めており、それらに基づいて上場審査を行います。

新規上場に関する諸規則は、「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」及び「上場審査等に関するガイドライン」によって構成されています。

諸規則によって定められた上場審査基準には、株主数や利益の額など定量的な基準である「形式要件」と、開示の体制やコーポレート・ガバナンスの状況などを確認する定性的な基準である「実質審査基準」があります。それぞれ、本書の「II 形式要件」、「III 上場審査の内容」をご覧ください。

上場審査の結果、申請会社の上場適格性が確認された場合、東証は申請会社株式の上場を承認し、公表します。その後、公募・売出しの手続きを経て上場します。

（注）実際の審査は、東証から委託を受けた日本取引所自主規制法人が行います。

(2) 市場の構成

東証では、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場及び TOKYO PRO Market の4つの市場を提供しています。

①プライム市場

プライム市場は、多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場です。

②スタンダード市場

スタンダード市場は、公開された市場における投資対象として一定の時価総額（流動性）を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場です。

③グロース市場

グロース市場は、高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場です。そのため、申請会社には「高い成長可能性」を求めています。申請会社が高い

成長可能性を有しているか否かについては、主幹事証券会社がビジネスモデルや事業環境などを基に評価・判断します。

※プライム市場、グロース市場、TOKYO PRO Market への上場については、新規上場ガイドブックの「プライム市場編」、「グロース市場編」、「TOKYO PRO Market 編」をそれぞれご覧ください。

さらに、新規上場後も会社のステージと各市場区分のコンセプトを踏まえて、以下の様に市場区分を変更することができます。



スタンダード市場への市場区分の変更は、上場会社から申請をしていただき、改めて審査を受けていただく必要があります。それぞれの審査はスタンダード市場の新規上場審査に準じて行われます。詳しくは、本書の「VIII 市場区分の変更」をご覧ください。

3 上場にかかわる関係者とその役割

上場申請にあたっては証券会社をはじめとする様々な関係者が関与することになりますが、それぞれの関係者の主な役割は以下のとおりです。

(1) 証券会社

上場に際しての証券会社の役割は数多くありますが、上場申請準備段階での資本政策や社内体制整備のアドバイスや、上場にあたっての手続き並びに公募・売出し等を引き受けるための会社内容の審査（引受審査）などを行います。そして、上場のための公募・売出し等を引き受ける際には、一連の事務手続きを日程に従って実行していく役割を担います。さらに、上場後においても、金融商品市場からの資金調達や企業のIR（インベスター・リレーションズ）活動などの場面において支援を行います。

なお、上場に関して申請会社を支援する業務を行う証券会社のことを「幹事証券会社」（この証券会社が東証の取引参加者である場合には、「幹事取引参加者」という場合もあります。）といい、この中で中心となる証券会社を「主幹事証券会社（主幹事取引参加者）」といいます。また、公募等に関し申請会社と元引受契約を締結する証券会社を「元引受証券会社（元引受取引参加者）」といいます。なお、主幹事証券会社は、上場にあたり東証に対して、「上場適格性調査に関する報告書」を提出します。

(2) 公認会計士（監査法人）

公認会計士（監査法人）は、有価証券上場規程に基づき提出される財務諸表等について監査意見を表明するとともに、申請会社の会計面及び内部管理体制などの指導も行います。

なお、申請会社は有価証券上場規程上、最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等について金融商品取引法に準じた監査報告書の添付が必要となります。

(3) 株式事務代行機関

株式事務代行機関は、株式関係事務の円滑化のため設置を求められている機関であり、株主名簿作成事務等の受託、議決権・配当等株主に付与される各種の権利の処理を行います。申請会社は上場申請までに、株式事務を株式事務代行機関に委託しているか、又は株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていることが必要となります（「Ⅱ 形式要件」の「8 株式事務代行機関の設置」参照）。

4 上場までのスケジュール

上場にあたっては、概ね以下のステップで審査が進められます。以下、その概要について説明します。

【上場申請のエントリーから上場承認までのモデルスケジュール】

<前半>

(X)月			(X+1)月			
1	水		1	土		
2	木		2	日		
3	金		3	月		
4	土		4	火	中 6 営業 日	
5	日		5	水		
6	月		6	木		
7	火		7	金		
8	水		8	土		
9	木		9	日		
10	金		10	月		第1回質問事項送付
11	土		11	火		
12	日		12	水		
13	月	祝日	13	木		
14	火		14	金	中 7 営業 日	
15	水		15	土		
16	木	上場申請エントリー	16	日		
17	金		17	月		
18	土		18	火		
19	日		19	水		
20	月		20	木		第1回回答書期日
21	火		21	金	中 2 営業 日	
22	水		22	土		
23	木	事前確認、スケジュール調整	23	日		
24	金		24	月		
25	土		25	火		第1回ヒアリング
26	日		26	水		
27	月		27	木		第2回質問事項送付
28	火		28	金		
29	水		29	土		
30	木	上場申請、申請書類受領、ヒアリング	30	日		
31	金					

<後半>

(X+2)月		(X+3)月	
1	月	1	木
2	火	2	金
3	水	3	土
4	木	4	日
5	金	5	月
6	土	6	火
7	日	7	水
8	月	8	木
9	火	9	金
10	水	10	土
11	木	11	日
12	金	12	月
13	土	13	火
14	日	14	水
15	月	15	木
16	火	16	金
17	水	17	土
18	木	18	日
19	金	19	月
20	土	20	火
21	日	21	水
22	月	22	木
23	火	23	金
24	水	24	土
25	木	25	日
26	金	26	月
27	土	27	火
28	日	28	水
29	月	29	木
30	火	30	金
31	水		

- (注1) 上場承認後のファイナンス日程については、I章末尾の「上場承認以後上場までのスケジュールに関するQ&A」を参照してください。
- (注2) (主幹事証券会社が作成する) 上場適格性調査に関する報告書については、上場承認日の3営業日前までにご提出ください。

(1) 上場申請に至るまで

上場申請に向けた準備は、主幹事証券会社や公認会計士（監査法人）などの指導を受けながら進めていくこととなりますが、上場申請前に、審査基準などに係る疑問点について、東証の見解を確認したい場合などは、直接もしくは主幹事証券会社を通じて、東証（上場推進部、日本取引所自主規制法人上場審査部）にご相談いただくことが可能です（注1）。

準備が整った後、主幹事証券会社は、上場申請の2週間前までに上場申請のエントリーを行います（申請会社名、主幹事証券会社の連絡先、希望する上場スケジュール（上場申請予定日、上場承認希望日、上場希望日）等を記載した「上場申請エントリーシート」を電子メールにて東証に送信します）（注2、3）。

- （注1）相談の際にいただいた事実関係に基づき、その時点での見解をお伝えします。そのため、相談時以降における、未発覚事実の判明や申請予定会社の変化、さらには上場基準の変更を含む申請予定会社を取り巻く環境の変化により、上場審査において相談当時の見解と異なる結論となる可能性があります。
- （注2）東証（上場推進部、日本取引所自主規制法人上場審査部）は、実質審査基準に照らし重要な論点となり得ることが上場申請前に予見される場合には、上場申請前の段階でその解決の方向性を整理できていることが必要と考えています。
- （注3）エントリーシートにはMicrosoft Word※形式の直前2期間の連結財務諸表データ（連結財務諸表を作成していない場合は、財務諸表データ）を添付いただきます。
- （注4）過去の新規上場審査において宣誓書違反があった場合には、再申請にあたって相当程度の運用期間を確保する必要があると判断することがあります。

※Microsoft Wordは、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

(2) 上場申請に係る事前確認

上場申請の1週間以上前に、主幹事証券会社の担当者と日本取引所自主規制法人の審査担当者間で、①公開指導・引受審査の内容に関する事項、②反社会的勢力との関係、③審査日程などについて確認を行います。

なお、事前確認の際には、上場申請時のヒアリングに先立ち、「Ⅱの部」のうち申請受付時の質問内容に対応するページのドラフトを、主幹事証券会社を通じてご提出いただきます。

①公開指導・引受審査の内容に関する報告

主幹事証券会社が、上場申請に至るまでに実施した公開指導や引受審査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項（公開準備過程で整備した内容を含む）を、新規上場申請書類である「上場適格性調査に関する報告書」の記載等（ドラフトで可）に基づいて確認します。

具体的には、業種・業態、会社の成長ステージ等、申請会社独自の要素を勘案して特に留意した事項、重点的に確認した事項（例：重要な内部管理体制の整備・運用、特殊な会計処理の

採用、重大な法令違反の存在、特徴的な事業上のリスクの存在等)を、本報告書の記載に基づきご説明いただきます。

なお、上場申請日に「上場適格性調査に関する報告書」を提出しない場合で、かつ、確認が完了していない事項（新規上場申請のために整備した体制の運用状況の確認・改善期間にある場合等）があるときには、当該事項の具体的内容と、現時点で実施している確認の内容及び確認完了予定時期についてご説明いただきます。

また、主幹事証券会社が申請会社の公開指導を開始した経緯・時期（接触開始の経緯・時期）等についても伺うことがあります。

②反社会的勢力との関係について

反社会的勢力との関係などの確認に際しては、申請会社作成の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書のドラフト（別紙添付）」に基づいて、主幹事証券会社として確認した内容について次の点を確認します。

- a. 履歴・属性を調査した新規上場申請者の関係者（役員、株主、取引先等）の範囲。また範囲の決定にあたり、新規上場申請者の設立経緯や取引関係、業界慣行や取引慣行等を考慮している場合は、その内容。
- b. 反社会的勢力との関係を確認するために実施した調査の内容（新規上場申請者の取引先等からの評価を調査している場合はその内容を含む）。

③審査日程の確認

東証は上場申請エントリーシートに記載された上場スケジュールを踏まえて、上場申請日やヒアリング実施日等の審査スケジュール案を提示します。

審査スケジュールについては、上場申請までの間に、申請会社の日常業務の状況を踏まえて無理のないスケジュールとなるよう、適宜調整を行います。また、審査期間は、3か月を標準審査期間としていますが、申請会社グループの規模、繁忙時期、通常業務との兼ね合いなどにより当該モデルスケジュールとは異なる回答書作成の期間設定や、ヒアリング回数の調整も可能です。なお、調整の結果、全体の審査期間も変動する可能性があります（未上場企業の申請の場合、祝祭日が多い場合に実質的な審査期間を確保するため、上場申請からIの部の校了日までに60営業日以上審査期間が確保できない場合、事前にご相談をお願いいたします。また、海外への現地調査等が必要となる場合などは、余裕をもった審査日程をご検討ください。）。

（注1）標準審査期間は審査の中で特段の問題が認められないケースを前提としており、審査の過程において審査上の問題点が発見された場合や、申請会社に関する報道や外部からの情報提供を含め、新たに未発覚の事実等が判明した場合などについては、その審査期間を延長する可能性があります。

また、スケジュールの変更により、上場申請日又は予備申請日から起算して1年間を超えて上場日を設定する場合は再申請の手続きが必要になります（例えば、4月1日に上場申請又は予備申請した場合、翌年3月31日まで上場することが可能です。）。

（注2）市場や投資者に重大な影響を及ぼす可能性が高いと考えられる申請会社については、日本取引所自主規制法人の理事会において審議を重ねた上で結論を出すこととなります。例えば、民営化企業、議決権種類株式の活用などガバナンス上議論を要するスキ

ームを採用している申請会社、再上場企業、申請会社グループやその経営陣が過去に重大な事件・法令違反を起こしているなどコンプライアンス上の重大な懸念のある申請会社、その他新たな論点が含まれる申請会社、上場時に見込まれる時価総額が概ね1,000億円を超える申請会社等がこれに該当する可能性があります。そうした申請会社については、審査上の確認項目が多岐にわたることが想定されるため、標準審査期間に加えて1か月以上の審査期間の確保をお願いさせていただきます。

(注3) 上記(注1)・(注2)のケースも含めスケジュールに関して調整したい事項や判断に迷うケースなどがありましたら、主幹事証券会社と相談のうえ、主幹事証券会社を通じてあらかじめご相談ください。

(注4) 審査期間中に定時株主総会日を超えるなどして基準事業年度(「Iの部」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいいます。以下、同じ。)が変わる場合には、承認予定日の1か月前までに、新たな「Iの部」(ドラフト)及び「IIの部」の更新箇所の提出が必要です。「IIの部」の更新箇所の詳細は「新規上場申請のための有価証券報告書(IIの部)記載要領」をご参照ください。

(3) 上場申請

上場申請には、通常申請と予備申請があります。一部、提出書類などの諸手続きが異なりますが、審査の内容は同様です。

①通常申請

上場申請では、申請会社側は上場申請にかかる責任者、窓口となる事務担当者、主幹事証券会社の担当者などが出席して上場申請の受付手続きを行います。上場申請の席上では、上場申請に伴う提出書類を受理するとともに、審査担当者から今後の上場審査スケジュール及びおおまかな審査内容、審査の具体的な進め方などについて説明します(スケジュール及び審査内容については、書面にてお渡しします。)

次に、申請会社より上場申請理由、事業内容、業界環境及び役員・株主の状況などについてご説明いただいた後、その内容に基づいて審査担当者から追加的な質問をします。具体的な質問内容については、以下の通りです。

【申請受付時の質問内容】

a. 上場申請理由

○上場を申請した理由について、(目的、期待する効果を含め)具体的に説明してください。

b. 沿革・事業内容

○事業内容及びビジネスモデルを具体的に説明してください。説明にあたっては、適宜、自社製商品・サービスを紹介する際に使用するプレゼンテーション用資料、IR用資料、製商品案内、現品などを用いてください。

○現在の事業を起こすこととした経緯・目的、現在に至るまでの沿革を説明してください(ピ

ジネスモデルがどのような経過を経て構築されるに至ったのか)。説明にあたっては、適宜、IR用資料、「Ⅰの部」、「Ⅱの部」等を用いてください。

○設立から現在に至るまでの主な事業の変遷について、貴社グループに大きなインパクトを与えた事象の具体的な内容に触れながら「Ⅱの部」等を用いて説明してください。

c. 業界の状況

○市場規模（把握可能な場合）、市況等の最近の業界の動向及び今後の見通しについて説明してください。

○同業他社と比較した上で、自社の特徴について説明してください（同業他社が存在する場合）。

d. 役員・大株主の状況

○現在就任されている役員について、就任経緯を役員の前職や選任・招聘理由等について触れながら「Ⅱの部」等を用いて説明してください。

○大株主による出資の経緯及び理由について、「Ⅰの部」、「Ⅱの部」等を用いて説明してください。

②予備申請

予備申請は、株式上場時期の集中にともなう弊害を緩和するために導入されており、基準事業年度の決算確定前で「Ⅰの部」（ドラフト）又は「Ⅱの部」が準備できないなど、通常申請に必要な申請書類が一部提出できない場合にも審査を始めることができる制度です。この場合の審査は、通常申請に必要な資料のドラフトをベースに進めます。そして、通常申請に必要な書類が整った段階で改めて上場申請を行います。

なお、予備申請を行った場合の標準審査期間は、予備申請日から上場承認希望日までの期間で計算します。

（４）上場審査

実際に審査の過程で行われる事項には以下のものがあります。

①ヒアリング

審査担当者は、上場申請時に提出された書類（特に「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」）をもとに会社の内容等について理解を進め審査基準の適合状況を判断していきます。その際、申請書類だけでは理解しづらい点、詳細に確認する必要がある点について申請会社に対して質問事項を提示し、それに対する回答書をご作成いただき、それに基づきヒアリングを行います。ヒアリングは、上場申請時のヒアリングを除いて3回を標準とします。なお、3回目のヒアリングが終了しても、より詳細な内容の確認が必要と判断される場合には、追加でヒアリングを行う場合もあります。

②実地調査（実査）

通常、審査担当者が申請会社の本社、工場、店舗、研究所、事業所等に赴き、事業内容の実態をより正確に把握したり、必要に応じて、会計伝票・帳票等を閲覧し会計手続きの確認などを行います。

③eラーニングの受講

上場会社の役員には企業経営に関する幅広い事項についての知見が求められます。その中でも、上場に伴う責務や心構え、上場会社にふさわしいコーポレート・ガバナンス並びに経営管理体制の整備及び適切な運用の必要性や、内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為の未然防止など、上場にあたって特に意識を傾けていただきたい事項についての理解をより深めていただくことを目的としたeラーニングを、申請会社の役員の方等に上場審査期間中に受講していただきます。

④公認会計士ヒアリング

申請会社の監査を行っている公認会計士に対して、監査契約締結の経緯、経営者・監査役等とのコミュニケーションの状況、内部管理体制の状況、経理及び開示体制等についてヒアリングを行います。ヒアリングは公認会計士と二者間で行い、実施時期については申請会社及び主幹事証券会社に対してお伝えしていません。

なお、「Iの部」に添付する監査報告書等は上場承認までの提出とされていますが、重要な会計上の論点等は、上場申請までに申請会社及び監査法人との間で解決しておく必要があります。仮に、上場申請後に重要な会計上の論点等が解消されていないことが判明した場合には、審査期間を延長してその内容を確認することがあります。

⑤社長（CEO）面談、監査役面談、独立役員面談等

社長（CEO）面談では、審査担当者が申請会社に赴き、社長（代表者、経営責任者）へのヒアリングを行います。この席では、会社や業界について、経営者としてどのようなビジョンをもって経営に当たっているか、上場会社となった際の投資者（株主）への対応（IR活動の取り組み方針等）、申請会社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、適時開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制などについてヒアリングを行います。

また、監査役面談では、原則として常勤監査役に対して、実施している監査の状況や申請会社の抱える課題などについてヒアリングを行います。

さらに、独立役員面談では、申請会社のコーポレート・ガバナンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、経営者のコンプライアンスに対する意識、独立役員の職務遂行のための環境整備の状況（情報提供、十分な検討時間の確保など）、経営者が関与する取引の有無や当該取引への牽制状況等についてどのように評価しているのか、また、上場後に独立役員として果たすことが期待される役割・機能等についてどのように認識しているのかヒアリングを行います。

その他の役員の方に対しても、個別の事情に応じて必要と判断した場合には、当該役員に対してヒアリングを行う場合があるほか、申請会社が会計参与を設置している場合には、申請会社の会計組織の整備・運用状況及び会計参与の関与状況などについて、ヒアリングを行う場合もあります。また、申請会社が株主や親会社等を有している場合には、当該株主や親会社等に対して、申請会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策や今後の株式保有方針などについてヒアリングを行います。

なお、ヒアリング（最終回）から社長（CEO）面談、監査役面談、独立役員面談の実施までの間隔については、標準で中6営業日程度を想定しています。

⑥ 社長説明会

社長（代表者、経営責任者）に東証にご来訪いただき、会社の特徴、経営方針及び事業計画等についてご説明いただき、それらに対する質疑応答等を通じて、上場の可否の最終的な判断に進めるかどうかの検討を行います。加えて、日本取引所自主規制法人役員から上場会社になった際の留意事項・要請事項をお話しします。留意事項・要請事項には上場会社として求められる開示体制やコーポレート・ガバナンス等に関する事項も含まれることから、申請会社の「情報取扱責任者」（注）となる方及び常勤監査役にも同席をお願いしています。

（注）上場会社は、取締役・執行役又はこれに準ずる役職の方から「情報取扱責任者」を選任し、東証に届け出ることが義務づけられています。

情報取扱責任者には、東証が行う照会に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌っていただきます。具体的には、東証との連絡窓口となるほか、重要な会社情報の社内管理や開示を担当していただくこととなります。

⑦ 報告未了事項の確認（照会事項）

上場申請後において、Ⅱの部などの提出書類やヒアリングにおける回答書の記載内容に変更があった場合や、新たに記載すべき事項を認識した場合には、速やかに報告いただく必要があります。当該報告が漏れなく行われるよう、審査担当者は、上場承認前に申請会社に対して報告未了事項の有無に関する照会を行います。

当該照会に対する回答にあたり、事実関係の確認・調査や専門家による評価の確認等を要する場合には、必要な確認等を行った上でのご回答をお願いしており、当該確認に一定の時間を要する場合には、確認等の経過について報告いただきます。また、上場日までに新たに報告すべき事項を認識した場合にはその時点でご報告いただく必要があります。

なお、当該報告を怠った結果、新規上場申請に係る宣誓書に違反すると認められる場合は、実効性確保措置の対象となります。詳しくは、本書の「IX 新規上場審査等の実効性確保措置について」をご覧ください。

(5) 東証による上場承認以後

① 上場承認の発表

東証からホームページ等で申請会社の上場を承認した旨及び上場予定日（注1）の発表を行います（公表に先立ち、東証内での内部決裁手続き終了後に上場の承認を決定したことを連絡いたします）。そして、上場に際して公募又は売出しを行う場合は約1か月後、他市場での既上場会社で公募又は売出しを行わない場合は、当該発表の約1週間の周知期間の後に上場することとなります。

なお、上場日までの間は、引き続き、継続提出書類（取締役会議事録や監査役監査資料など）をご提出いただく必要があるほか、照会事項に関して、新たに報告すべき事項を認識した場合には、その時点でご報告いただく必要があります。また、上場承認の発表後において、公募又は売出しの中止などにより上場審査基準に抵触（注2）することとなった場合、上場承認を取り消します。

（注1）上場予定日は、申請会社の希望により、特定日又は一定の期間（1週間程度）で発表します。

（注2）形式要件未達のほか、上場時に想定される株主構成や比率が大きく変わることで実質審査基準の適合判断が変わる場合も想定されます。また、首都圏での新規上場関連業務の継続が困難となる規模の大規模災害等が発生した場合も、原則として新規上場予定銘柄の承認を取り消すことを想定しています。

② 東証上場部及び日本取引所自主規制法人売買審査部との面談

東証による上場承認の後、上場までの間に、東証の上場部から、情報取扱責任者となる方と上場後の適時開示などで実際に東証の上場部との窓口となる方に、適時開示や決算発表などの諸手続きについて説明します。

また、インサイダー取引の未然防止を図る観点から、日本取引所自主規制法人の売買審査部の担当者よりインサイダー取引規制について説明します。

③ 公募又は売出し状況確認

上場に際しての公募又は売出しにより、流動性などに関する基準（株主数、流通株式に関する基準）を充足させる場合は、その状況を確認します。また、未上場会社の場合は、当該公募又は売出しが上場前の公募又は売出し等に関して定められた諸規則に基づいて行われていることも確認します。

④ 上場

東証と交わす上場契約により、上場日から適時開示等に関して定められた諸規則を遵守することなどが求められます。

上場日には、「決算情報等のお知らせ」として直近の決算情報等（将来予測情報（「会社の将来の経営成績・財政状態等の見通しに係る情報」）をいいます。以下同じ。）の開示を行う場合は、その内容を含む。）についてTDnetを通じて開示します。また、東証において上場セレモニーが行われ、東証から上場会社に上場通知書や記念品を贈呈します。

（6）上場後のフォローアップ

上場後においても適切な企業行動を継続的に行っていただきたいという主旨から、新規上場を果たした会社に対して、上場後概ね1年間は、新規上場審査で確認した事項等を中心に継続的なフォローアップを行います。

具体的には、上場後における重要な企業行動や、新規上場審査の過程で対応を要請した事項の上場後の状況等を、適時開示情報等を基に東証が継続的にフォローするとともに、必要に応じて上場会社や主幹事証券会社に対して照会・ヒアリング等を行います。

その結果、上場後における企業行動に適切でない点が認められる場合や、審査上の問題点の対応状況に問題が認められる場合は、今後の方針等を書面等でご回答いただくことなどにより、問題点の改善を求めることとなります。

なお、上場後のフォローアップ項目として考えられる項目は、以下のとおりです。

【上場後における重要な企業行動（例）】

- ・ 最高経営責任者（社長等）の辞任
- ・ 合併等の組織再編行為（株式交換、株式移転、株式交付、合併及び会社分割）
- ・ 業務上の重要な提携又は解消
- ・ 親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動

【審査の過程で対応を要請した審査上の問題点（例）】

- ・ 審査期間中に整備した内部管理体制の適切な運用状況
- ・ 解消の必要がある関連当事者取引の漸減・解消状況

【上場後における適時開示情報（例）】

- ・ 業績予想などの将来予測情報の修正
- ・ 上場審査時における事業計画・中期経営計画の変更／見直し

また、上場後は自社の外部環境あるいは内部環境の変化等をふまえ、有価証券報告書の内容を必要に応じて見直していくことが求められます。

上場後のフォローアップでは、上場会社の有価証券報告書について、特に「事業等のリスク」が上場後の自社の変化を踏まえて適切に見直されているか等についても、適宜確認します。

《上場承認以後上場までのスケジュールに関するQ & A》

上場に際しての公募又は売出しを行う場合、上場承認から上場日までのスケジュールは、実際のファイナンス日程（プレマーケティング期間やブックビルディング期間、条件決定取締役会や訂正届出書提出のタイミング等）によって異なります。具体的な日程は主幹事証券会社にご相談ください。

なお、上場承認前の機関投資家向けの需要の状況に関する調査や上場日程の柔軟化を目的に上場承認前に有価証券届出書（以下「承認前届出書」といい、承認前届出書を利用するファイナンス手続きを「承認前提出方式」といいます。）を提出する場合は【承認前届出書に関するQ & A】も併せてご参照ください。

（1）公募・売出しを行う場合

Q1：上場承認日に公表する上場日を一定の期間（〇月〇日～△月△日）とした場合、上場日はいつまでに確定する必要がありますか。

A1：上場承認時点での上場予定日を一定の期間とした場合には、上場日の4営業日前までに上場日を確定する必要があります（通常、仮条件決定又は公開価格決定時にファイナンス日程の確定と併せて上場日も確定します）。確定した上場日は、申請会社からの公表に合わせて東証からも公表します。

Q2：ファイナンススケジュールの変更（延長）に伴う上場日の延期は可能ですか。

A2：上場4営業日前に上場日を確定する前であれば、ファイナンススケジュールの変更（延長）に伴い上場日を延期することが可能です。ファイナンススケジュールの変更（延長）の可否については、主幹事証券会社及び財務局にご相談ください。なお、上場日を延期した場合、上場日までは継続提出書類（月次取締役会資料、業績資料等）の提出のほか、申請書類（Ⅱの部など）の更新が必要となる場合があります。

Q3：上場日の変更が認められない（上場承認が取り消される）場合はありますか。

A3：有価証券届出書が取り下げられ、ファイナンスが中止となる場合には、上場承認を取り消します。また、上場適格性に疑義が生じた場合にも、ファイナンススケジュールの延長ではなく、原則として上場承認を取り消して確認を行います。

Q4：公開価格で判定される形式要件の充足状況により上場する市場区分を決定することは可能ですか。その場合、上場する市場区分はいつまでに決定する必要がありますか。

A4：形式要件の充足状況により上場する市場区分を決定するため、同一の基準事業年度で複数の市場区分に申請し、同時承認を受けることは可能です。この場合、公開価格決定までに市場区分を決定いただきます（上場しない市場区分については、有価証券新規上場申請取下書をご提出いただきます）。

【承認前届出書に関するQ&A】

Q5：承認前届出書はいつから財務局に提出することができますか。

A5：具体的な承認前届出書の提出スケジュールについては、主幹事証券会社及び財務局とご相談ください。なお、承認前届出書の提出には証券コードが必要ですが、予め承認前届出書の提出予定日をエントリーシートに記載をいただいた場合、証券コードは上場（予備）申請の3週間後から発行可能です。上場申請後に承認前届出書を提出することとなった場合、証券コード付与の手続きのため、承認前届出書の提出予定日の3週間前までに審査担当者にご連絡ください。

Q6：承認前提出方式を活用する場合、Iの部の開示内容の審査はどのように行われますか。

A6：Iの部の開示内容の審査は上場承認まで継続します。承認前届出書の提出から上場承認までに審査の過程でIの部に記載すべき事項が確認された場合は、承認日に訂正届出書を提出することでIの部の記載内容を、有価証券届出書に反映することが考えられます。

※上場日及び承認前届出書等の取扱いは、日本証券業協会ホームページ「IPOにおける公開価格の設定プロセスの見直しについて」も併せてご参照ください。

<https://www.jsda.or.jp/shijyo/minasama/koukaikakaku.html>

(2) 公募・売出しを行わない場合

Q1：上場に際して公募・売出しを行わない場合、上場予定日はいつになりますか。

A1：既上場会社の場合、上場承認から上場まで1週間の周知期間を確保しています（上場承認日の1週間後の日を上場日とすることを原則としていますが、当該日が休業日に当たるときは、順次繰り下げます。また、上場承認日から上場日までの間に祝日が2日以上ある場合、上場日が上場承認日から起算して5営業日目となるよう上場日を繰り下げます。）。また、未上場会社が公募・売出しを行わずに上場（ダイレクトリスティング）する場合は、株券電子化に伴う諸手続きの関係から、原則として、上場承認後1か月程度の期間を要します。